

令和8年9月11日

公募公告

下記のとおり公告します。

記

当局においては、当該土地の行政目的を妨げない範囲で、駐車場敷地の一時的な有償使用について、希望者を募集します。

なお、ご応募に関しては以下の点にご留意願います。

募集物件一覧 ※公募物件位置図

NO.	所在地	物件の種別、数量		備考
1	函館市花園町 24-8	土地	60.00 m ²	

1. 応募される方は、本公告及び「応募要領（付紙1）」をお読みいただき、各条項をご承諾の上、お申し込み下さい。
2. この物件の使用については、現状での使用を原則として、堅固な建物、構築物は設置できません。
3. 応募については、「応募要領（付紙1）」の応募資格をすべて満たす法人又は個人に限ります。なお、応募を受ける期間は、8.アの「応募の受付期間」に記載しております。
4. 応募の受付は、「国有財産使用許可要望書（様式1）」、「誓約書（様式2）」及び「役員名簿（様式3）」提出していただき、内容審査の上、使用許可申請者を決定します。但し、審査の結果により要件を満たす者が複数となった場合は応募価格が高い者とします。
5. 使用許可申請者に決定した場合は、速やかに「国有財産使用許可申請書（様式4）」を提出して下さい。なお、使用許可は関係機関の照会及び財務省協議終了後となりますので、照会・協議の結果、使用許可できない場合もあります。
6. この物件の使用にあたり、本公告や「応募要領（付紙1）」の各条項に違背したとき、また、国でこの物件を必要とするときは、許可の取消をする場合があります。
7. 使用料については、使用許可後、別途送付する納入告知書により一括して支払って

下さい。

8. 応募の受付及び使用可能期間や使用条件等は、以下の項目に記載しておりますが、詳細については「応募要領（付紙１）」をご確認下さい。

ア 応募の受付期間は、令和８年９月１１日（月）から令和８年９月２５日（金）までの土・日曜日及び祝日を除く８時３０分から１７時まで（郵送の場合は到着分有効）とします。

イ 使用期間は、令和８年１０月１日から令和９年３月３１日までとなります。公用・公共用として使用の必要のない場合、一度に限り更新が可能です。

ウ 使用許可後、駐車場として利用願います。また、次項の原状回復の対象となりますのでご留意願います。

エ 使用期間の満了に伴い土地の返還を行なう場合は、使用期間内に原状回復し、返還してください。

オ 使用料の額については、国有財産使用許可書にかかる通知文書に明記します。

カ 公募物件を使用するにあたり、私有地を通行しますので、あらかじめ土地所有者に通行等について承諾を受けて下さい。また、使用開始後は、適切な管理を行ってください。

キ 本公告にかかる資料の提出先（郵送又は持参）及び物件に関する照会先（土、日曜日及び祝日を除く８時３０分から１７時まで）

函館開発建設部 経理課 管財スタッフ 電話：0138-42-7517
住所：〒040-8501 函館市大川町１番２７号

GSI Maps



(様式1)

令和 年 月 日

国土交通省所管国有財産部局長
函館開発建設部長 殿

要望者	住所又は 所在地
	氏名又は 名称
	担当者
	連絡先

国 有 財 産 使 用 許 可 要 望 書

「花園独身寮周辺における国有地(国土交通省所管)の使用について」の募集について、募集要項の各条項を承知の上で、下記のとおり要望します。

記

1. 所 在 地 : 函館市花園町 24-8
2. 物件の種別・数量 : 土地 60.00 m²
3. 期 間 : 令和8年10月1日 ~ 令和9年3月31日
4. 使 用 目 的 : 駐車場
5. 応 募 価 格 : 使用期間(6ヶ月)の使用料総額とする

¥ _____ . -

(様式 2)

誓 約 書

☐ 私

☐ 当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、 当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

(1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当する者でないこと。

(破産者で復権を得ていない者及び国との契約において不正な行為を行ったことのない者)

(2) 会計更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更正手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者であること。

(3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、使用許可物件を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 使用許可物件 を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ(※1)、政治活動標ぼうゴロ(※2)、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合又は転借人からその旨の報告を受けた場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

函館開発建設部長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

(様式 3)

令和 年 月 日

[illegible]

(様式 4)

令和 年 月 日

国土交通省所管国有財産部局長
函館開発建設部長 殿

申請者 住所
氏名 (代表者)

国有財産使用許可申請書

下記のとおり国有財産を使用したく、関係書類を添付して申請します。

記

1 使用しようとする財産

(1) 口座名 : 花園町独身寮

(2) 所 在 : 函館市花園町 2 4 - 8

(3) 物件の種別及び数量 :

区分	種目	数量	備考
土地	敷地	60.00 m ²	

2 使用しようとする理由

駐車場として利用するため

3 使用計画 (事業計画)

駐車場

4 使用しようとする期間

自 : 令和 8 年 1 0 月 1 日から

至 : 令和 9 年 3 月 3 1 日まで

5 その他参考となるべき事項

担当者連絡先 (納入告知書送付先)

応募要領

国土交通省北海道開発局函館開発建設部では、花園町独身寮周辺に所在する国有地(国土交通省所管)について、当該土地の行政目的を妨げない範囲で、駐車場敷地の一時的な使用を有償で認めることとし利用希望者を公募いたしますので、下記事項に留意の上、応募してください。

○ 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当する者でないこと。
(破産者で復権を得ていない者及び国との契約において不正な行為を行ったことのない者)
- (2) 会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)に基づく更正手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者又は、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者であること。
- (3) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号の規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (9) 応募資格の(3)から(8)については、現在及び将来的に当該要件に反することはない旨を誓約し、使用許可後に誓約が虚偽であることが判明し、又は(3)から(8)までの要件に反することとなった場合、当該使用許可の取消をされても異議を申し立てない旨を明記した「誓約書」を提出した者であること。

○ 応募方法

- (1) 国有財産使用許可要望書に必要事項を記入し、「誓約書」及び「役員名簿」(役員名簿は法人の場合に必要)と一緒に提出してください。提出方法は、持参又は郵送とする。
- (2) その他詳細は下記問合せ先にご相談ください。

○ 使用許可申請者の選定について

- (1) 公募は、函館開発建設部ホームページ上で行います。公募に参加される場合は、公募で示される諸条件への承諾を前提に、所定の要望書、誓約書及び役員名簿を提出してください。
- (2) 使用許可の前提条件に適合すると認められる応募者の中で、要望書の応募価格が「行政財産の貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」（昭和 33 年 1 月 7 日付蔵管第 1 号）通達別添第 2 節第 1 に基づき定めた予定価格以上で、かつ一番高い者を使用許可申請者に選定します。
- (3) 使用許可申請者に選定された場合でも、上記応募資格の要件を満たさないことが判明した場合、使用許可ができないこととなります。

○ 使用許可期間

- (1) 使用許可期間は、令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日とします。
- (2) 使用期間満了に伴い土地等の返還を行う場合は、使用期間内に原状回復を行っていただきます。
- (3) 国で公募物件を必要とするときは、許可の取消しをする場合があります。

○ 使用料について

- (1) 国有財産使用許可要望書に令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日の使用料総額を応募価格として記載してください。
- (2) 実際の使用料については、使用許可申請者の応募価格となります。
- (3) 使用許可書発行後、当局が発行する納入告知書により、指定期日までに一括納入いただきます。

【使用許可についての注意事項】

以下に該当する事項がある場合は許可しない。

- ① 国の事務、事業の遂行に支障が生じるおそれがあると判断した場合
- ② 国有財産の管理上支障が生じるおそれがあると判断した場合
 - ・ 国の管理する土地への進入に支障が生じるおそれがある。
 - ・ 営利活動等によって近隣住民と争いが生じ、当局に対する苦情が起こるおそれがある。
- ③ 国有財産の公共性、公益性に反する以下の事項があると判断した場合
 - ・ 公序良俗に反し、社会通念上不適當である。
 - ・ 特定の個人、団体、企業の活動を行政の中立性を阻害して支援することとなる。
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。）第 2 条第 2 項に規定する暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする事と。
 - ・ 上記のほか、使用収益により公共性、公益性を損なうおそれがある。

○ 問い合わせ先

〒040-8501 函館市大川町 1 番 27 号 函館開発建設部 経理課 管財スタッフ
TEL0138-42-7517